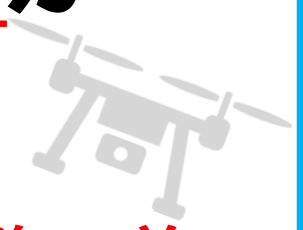


# 国有林内 (大山頂上、登山道等) で ドローンを飛行する際 は事前に手続きが 必要です



入林しようとする日の10業務日前  
までに提出してください。

国有林野内で無人航空機を飛行させる場合は、以下の事項に注意してください。

・無人航空機の飛行にあたっては、航空法、電波法等関係法令及び「無人飛行機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」（国土交通省航空局）を遵守し、これに基づく必要な手続を行うこと。

- ・登山者に配慮して、事故防止に万全を期すこと。
- ・国有林職員から指示があった場合は、これに従うこと。
- ・第三者のいない上空で飛行させること。
- ・不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、人や物件等に迷惑を及ぼすような飛行は行わないこと。
- ・希少な野生生物が生育・生息している地域では、営巣期間中は避けるなど、生育・生息に悪影響を及ぼさないように飛行させること。

▽詳しくは森林管理局のHPをご確認ください▽



<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/license/n-drone.html>

ドローン 近畿中国森林管理局



林野庁近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署  
鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課